

令和2年度 募集要項 1号認定（幼稚園枠）

<入園選考日程等について>

●募集人員 1号認定（幼稚園枠）

・めぐみ幼保連携型認定こども園

3歳児（平成28年4月2日生～平成29年4月1日生）	2名
4歳児（平成27年4月2日生～平成28年4月1日生）	0名
5歳児（平成26年4月2日生～平成27年4月1日生）	0名

・めぐみ第二幼保連携型認定こども園

3歳児（平成28年4月2日生～平成29年4月1日生）	0名
4歳児（平成27年4月2日生～平成28年4月1日生）	0名
5歳児（平成26年4月2日生～平成27年4月1日生）	0名

●入園の流れ

見学	随時受付しております。園までお問合せ下さい。 ※要電話予約 TEL：086-942-5263 めぐみ幼保連携型認定こども園
願書配布	令和元年12月12日（木） 10時より
申込受付	令和2年1月15日（水）～17日（金）
入園選考	申込受付後、お子さん同伴のうえ、発育の状況や生活習慣を見せて頂く為の面接を行います。
合格発表	随時郵便にて通知致します。
入園	令和2年4月1日

<教育・保育概要>

- 教育時間 めぐみ幼保連携型認定こども園：月～金曜日 午前9時～午後1時
めぐみ第二幼保連携型認定こども園：月～金曜日 午前11時～午後3時
※土曜・日曜に開催する行事に限っては登園をお願い致します。

めぐみ 幼保連携型認定こども園	預かり保育① 7:00～8:59	教育時間 9:00～13:00	預かり保育② 13:01～18:00
めぐみ第二 幼保連携型認定こども園	預かり保育① 7:00～10:59	教育時間 11:00～15:00	預かり保育② 15:01～19:00

●休日 土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）

●教育・保育料（利用者負担額）：月額

利用者負担額は、所得に応じた金額となります（教育標準時間分）

階層区分	世帯の状況	利用者負担額
A	生活保護世帯等	0円
B	市民税非課税・市民税所得割非課税	3,000円
C1	市民税所得割の額 0～77,100円	6,300円
C2	市民税所得割の額 77,101円～211,200円	7,300円
C3	市民税所得割の額 211,201円以上	8,300円

●その他の諸経費（実費徴収分等）

- ・給食費 めぐみ幼保連携型認定こども園 月額 5,500円
めぐみ第二幼保連携型認定こども園 月額 11,000円
- ・スポーツ振興センター災害共済金 年間 200円
- ・制服・保育用品等
- ・その他、遠足等の実費がその都度発生致します。

※入園金・保護者会費等はありません。

- 預かり保育料 めぐみ幼保連携型認定こども園 月額 5,000円
めぐみ第二幼保連携型認定こども園 月額 5,000円

子ども・子育て支援新制度「幼保連携型認定こども園」とは・・・

●特徴●

- ① 幼稚園と保育園、両方の良い所を合わせ持った施設です。
- ② 質の高い教育・保育を提供します。
- ③ 保護者の就労に関係なく利用できるため、保護者がお仕事を離れるなど、就労状況が変わった場合も通い慣れた園を継続して利用できます。

●認定区分●

平成27年4月から始まりました「子ども・子育て支援新制度」の実施に伴い、施設型給付の幼稚園、保育園や認定こども園の利用手続きが変わりました。幼稚園、保育園、認定こども園を利用するには、岡山市で保育認定を受ける必要があり、認定には下記のとおり3つの区分があります。

但し1号認定（幼稚園）については、直接当園に入園申込みをされた後、園を通じて利用のための申請を各市に行い、園を通じて各市から認定書（1号認定）が交付され、当園との利用契約が完了します。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定 （教育標準時間認定）	満3歳以上の小学校就学前の子ども（2号認定を除く）で、教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定 （満3歳以上保育標準時間認定・保育短時間認定）	満3歳以上の、小学校就学前の子どもで、保育の必要な事由（保護者の就労や疫病等）に該当し、保育園等での保育を希望する場合	保育園 認定こども園
3号認定 （満3歳未満保育標準時間認定・保育短時間認定）	満3歳未満の子どもで、保育の必要な事由（保護者の就労や疫病等）に該当し、保育園等での保育を希望する場合	保育園 認定こども園 地域型保育

※今回、1号認定で入園申込みした後に、各市町村で2号保育認定を受けて、保育標準時または保育短時間利用に切り替えることも可能です

●認定こども園の内容●

	認定こども園（幼稚園部分）/1号認定	認定こども園（保育園部分）/2・3号認定
契約	各認定こども園と直接契約	各認定こども園と直接契約
認定証	1号認定証（教育標準時間認定）	2号認定証（満3歳以上保育認定） 3号認定証（満3歳未満保育認定）
保育料 （利用者負担額）	保護者の所得に応じた支払いが基本となり、その額は岡山市が決定します。	保護者の所得に応じた支払いが基本となり、その額は岡山市が決定します。